

## 第一場 ●—— “協働” の多様な担い手

阪神・淡路大震災をきっかけに、社会貢献活動の重要性及び自治会\*1などの地域型コミュニティ\*2やNPO\*3法人・ボランティア\*4団体などの市民活動\*5団体(目的型コミュニティ\*6)の果たす役割の重要性が改めて認識されてきました。

個人や企業、あるいは自治会、各種団体\*7、NPO法人、ボランティア団体、まちづくり団体\*8などみんなが、社会貢献意識を持ちながら、“協働のまちづくり”の担い手として参画できる社会を、市民と行政の協働により築くことが必要です。

### \*1自治会

地域住民が連帯を深めながら、豊かで住み良い地域基盤を築くことを共通目的とする地縁の組織(市全域に自治会連合会があり、単位自治会、班などで構成されています)。任意の住民組織であり、広い意味では市民活動団体ですが、幅広い分野で住民・世帯の生活に関する基礎的団体としての性格を有することから、市民活動団体とは区分して用います。

### \*2地域型コミュニティ

地域住民が連帯して構成するひろがり。自治会をはじめ各種団体・商店街などがあります。

### \*3NPO

非営利組織という意味のNon-Profit Organizationの頭文字をとったもの。また、このうち特定非営利活動促進法に基づいて、所轄庁の認証を受けた団体が「NPO法人」で、環境や福祉などの広い分野で、かつ主として特定の社会的課題の解決を使命とした活動を継続的に行う市民活動団体です。

### \*4ボランティア

自発的な意志と自己責任に基づく、非営利の社会貢献活動のことで、個人・団体の別を問いません。ボランティア団体は、市民活動団体に位置付けられます。

### \*5市民活動

非営利による社会的課題を解決するために展開される、市民の自発的な社会貢献活動。個人・団体の別を問いません。なお、政治上の主義や宗教の教義を広めることを主たる目的とする活動などは含みません。また、営利を目的としない活動であれば、構成員や会員などの活動が有償・無償のいずれであるかを問いません。

### \*6目的型(テーマ型)コミュニティ

ある特定の目的・使命を遂行するために組織された団体。NPO法人・ボランティア団体・まちづくり団体などの市民活動団体があります。趣味のサークルも、社会貢献活動の展開が考えられることから、広い意味において目的型コミュニティです。

### \*7各種団体

老人クラブ・子ども会・青少年育成市民会議・婦人会・体育振興会・消防団・水防団など、地域において社会的な必要性から組織されている団体。地縁による性格が強いものの、会員や目的が特定していることが多く、市民活動団体と同様の性格もあわせて有します。また、地域に密着して社会福祉活動を推進する社会福祉協議会があります。

### \*8まちづくり団体

景観・緑化などハード系の分野や、にぎわいイベント・空き店舗対策など地域活性化の分野を中心に活動する市民活動団体です。地域型コミュニティと目的型コミュニティ双方のケースが考えられます。